

パブリックコメント案（平成 19 年 12 月 3 日～平成 20 年 1 月 8 日）

（仮称）花巻市まちづくり基本条例素案（11.12 事務局修正案）	解説等
<p>花巻は、早池峰の風かおる恵まれた緑と水に包まれた湯の温もりあふれるまちです。先人たちは、自然の恵みに畏敬の念を持ち自然と共生するとともに、歴史と文化を守り、郷土を愛する心を育て、「結い」とよばれる相互扶助の精神によって人と人とのつながりを大切にしながら心豊かな生活を営み、市民の精神的な支柱である風土や文化を世界へ発信してきました。</p> <p>過去と未来の架け橋としての私たちは、花巻が50年後も100年後も豊かなまちであり続けるために、子どもたちと一緒に、こうした恵まれた自然環境や歴史、風土や文化を守り育て、次の世代に引き継がなければなりません。</p> <p>私たちは、自然と共生しながら地域の産業を振興し、市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め、力を合わせて明るいイーハトーブの実現を目指します。</p> <p>そのためには、市民主体のまちづくりを進め、市民、市議会、市の執行機関の適切な役割分担のもとに互いの信頼関係を醸成し、力を合わせて新たな自治のまちを築いていくことが必要です。</p> <p>私たちは、まちづくりに関する基本的事項を共有し、市民が自ら考え、決定し、行動する市民参画と協働のまちづくりを進めることによって真に豊かな地域社会を実現するため、ここにこの条例を定めます。</p>	<p>前文は、条例制定の背景や趣旨、基本的な考え方、決意等について分かりやすく示したものです。</p> <p>第1段落では花巻の特性を明らかにし、第2段落で次世代への継承の必要性にふれ、第3段落ではまちづくりの目指す姿を示しています。（なお「イーハトーブ」は、宮沢賢治の造語ですが、ここでは花巻市民憲章と同様に「物心ともに豊かなまち 理想郷 花巻」を意味しています。）</p> <p>第4段落では、こうした目指すべき地域社会の実現に向けて、市民、市議会、市の執行機関が互いの信頼関係を深め、新たな自治のまちをつくりあげることが必要であることを示し、第5段落において、この条例の目指す「参画」と「協働」によるまちづくりを進めることを宣言しています。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、花巻市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による自治の進展を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>目的は、条例の内容を凝縮して表したもので、自治の進展を図ることによって、自立した豊かな地域社会の実現を目指すことを定めています。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 参画 市民が、責任をもって主体的にまちづくりに参加し、その意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいう。</p> <p>(5) コミュニティ 多様な参画を通して形成される組織や集団をいう。</p> <p>(6) まちづくり 自分たちのまちを自分たちで作り育てることをいう。</p>	<p>定義では、この条例の中で使われる用語のうち共通認識を図るべき重要な用語を規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民」には、市内に住所を有する人(住民)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体が含まれます。 ・「市」には、市議会と市の執行機関が含まれます。 ・「コミュニティ」には、自治会等の地縁型のつながりをもった組織や集団と、福祉や環境等の共通テーマによってつくられたボランティアグループやNPOが含まれます。(NPO:継続的、持続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体。NPO法人のほか、ボランティア団体や市民活動団体を含む) ・「まちづくり」は、第1条の目的を目指し、市民、市議会、市の執行機関が取り組むことによって、その成果が期待されます。
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、まちづくりに関する計画の策定及び条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>	<p>この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めたものであり、市のまちづくりにおける最高規範として位置付けるものです。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第2章 市の目指す姿 (市の目指す姿) 第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる理念に基づき、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまちづくりを行う。</p> <p>(2) 未来へ継ぐべきかけがえのない財産である自然を守り、里山や農村風景、歴史ある街並みを大切に、自然と共生する循環型の地域社会を目指す。</p> <p>(3) 保健、医療及び福祉の充実を推進し、一人一人が健やかにいきいきと暮らせる、すべての人に優しいまちづくりに努める。</p> <p>(4) 農林業を守り育て、商工業、観光業を育成し、地域の産業振興による経済の活性化を図る活力に満ちたまちづくりを推進する。</p> <p>(5) 市民の精神的な支柱である歴史や伝統、文化を守り、新しい文化を創造するよう努める。</p> <p>(6) 郷土を愛し豊かな心を育て、国際理解をすすめる。</p>	<p>市民、市議会、市の執行機関が連携し、協力してまちづくりをすすめていくためには、目指すべきまちの姿を明らかにする必要があります。</p> <p>ここでは6つの大きな柱を掲げ、市民が幸せに暮らせるまちの実現を目指すことを定めています。</p>
<p>第3章 まちづくりの基本原則 (まちづくりの基本原則) 第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、次の各号に掲げる基本原則に基づき市民主体の自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。</p> <p>(2) 市民、市議会及び市の執行機関が相互に情報を共有すること。</p>	<p>市民が主体となった自治のまちづくりを進めるにあたり、市民、市議会、市の執行機関が互いに信頼関係を築き、「情報共有」のもとで「参画」と「協働」を進めることを重要な原則として定めたものです。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第4章 市民の権利及び責務</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。この場合において、参画しないことによる不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有する。</p> <p>4 市民は、良好な環境のもとで平和で安全に生きる権利を有する。</p>	<p>市民の主体性を尊重し、まちづくりへの参画や情報を知る権利、生涯にわたり学ぶ権利等、新たな権利を定めることによって、一人一人の意志に基づく様々な活動への参画が推進されることにつながります。</p> <p>なお、本市は「非核平和都市」を宣言しており、良好な環境づくりとあわせ、人類共通の願いである恒久平和について、ここであらためて定めているものです</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに参画するよう努めるものとする。</p>	<p>まちづくりの主体である市民は、発言や行動に責任を持って、互いに認め合いながら積極的にまちづくりに関わっていくことが必要となります。(ただし、この規定は強制されるものではなく、罰則を課すような義務規定ではありません。)</p>
<p>(子ども)</p> <p>第8条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、すべての子どもの人権が守られ、健やかに育つ環境をつくるよう努めるものとする。</p>	<p>次世代を担う「子ども」を、社会の一員として大切にすることを示しています。</p> <p>まちづくりに参画する権利は、その年齢に応じたものとする必要があること、地域全体で健やかに育つ環境をつくる必要があることを定めたものです。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第5章 市議会等の役割と責務 (市議会等の役割と責務) 第9条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たします。 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を行い、説明し、応答する責務を有する。 3 市議会議員は、政策提言及び政策立案の活動に努めるものとする。</p>	<p>市議会は、市民の代表機関として、市政の重要な意思決定を行っています。 ここでは、地方自治法に定められた事項についても、その重要性を明らかにし、開かれた議会運営や説明責任、政策立案機能を高めることを定めています。</p>
<p>第6章 市長等の役割と責務 (市長等の役割と責務) 第10条 市長及びその他の執行機関は、この条例を遵守し、市政を運営しなければならない。 2 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 3 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。</p>	<p>市長は、住民によって選出された市政運営の責任者として、この条例を遵守することを定めています。 また、効果的かつ効率的な行政運営を行うとともに、行政サービス等を向上させるため、市職員の能力向上に努めることを定めています。</p>
<p>(市職員の役割と責務) 第11条 市職員は、市民への奉仕者として公平・公正かつ効率的に職務を遂行する責務を有する。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めなければならない。 3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動等に率先して参加するように努めるものとする。</p>	<p>市職員は、地域の一員として、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話能力、調整能力及び職務に直接必要な専門能力を高め、全体の奉仕者として、その職責を果たすことを定めています。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第7章 参画と協働 (市政への参画) 第12条 市の執行機関は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法(以下「市民参画の手続」という。)により意見を求めなければならない。 2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。 (1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、別に定める計画を除く計画 (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例(法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。)並びに別に定める条例を除く条例 (3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等 3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。 4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。</p>	<p>参画と協働によるまちづくりを進めるためには、市民が市政に参画する機会を保障することが必要となります。ここでは、市民参画の対象や方法等の基本的な事項について定めています。</p>
<p>(市民参画の手続) 第13条 前条第1項の規定による市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて1以上の適切な方法により行うものとする。 (1) 審議会その他の附属機関における委員の公募 (2) 意向調査の実施 (3) 意見交換会の開催 (4) パブリックコメントの実施 (5) 前各号に掲げるもののほか適切と判断される方法 2 市の執行機関は、前項各号に掲げる参画の方法を決定したときは、これを事前に公表しなければならない。</p>	<p>市民参画の手続として行うべき主な方法を定めています。 ・「審議会」「その他の附属機関」は、専門的・技術的知識や経験等に基づく諮問に応じ、法令に基づいて設置される諮問機関です。 ・「意向調査」は、市民意識調査等のアンケートのことです。 ・「意見交換会」は、直接対面して市民の意見を聴くことができる会をいい、ワークショップ、フォーラム、シンポジウム等も含まれます。 ・「パブリックコメント」は、市の重要な計画などを立案する際に、情報を公開して市民意見を募集し、その意見を計画などに反映させるものです。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>(協働の推進)</p> <p>第14条 市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p>協働の推進にあたっては、自助・共助・公助(個人でできることは個人で、個人ができないときは団体で、団体でできないときは市とともにという姿勢)によって進めることが大切です。</p> <p>市の執行機関は、コミュニティ等の市民の主体的な活動の自立性を尊重し、必要な措置を講ずることを定めています。</p>
<p>第8章 コミュニティ (地域コミュニティ活動)</p> <p>第15条 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動するよう努めるものとする。</p>	<p>「地域コミュニティ」は、自治会等の地縁型のつながりをもったコミュニティを指していますが、その活動内容について、地域の課題解決等のために各人が協力し、地域住民に開かれた活動とするよう努めることを定めています。</p>
<p>(地域コミュニティ会議等)</p> <p>第16条 市民は、前条に規定する市民の自主的な地域活動を実現するため、地域コミュニティ会議等を設立することができる。</p> <p>2 地域コミュニティ会議等は、当該地域の市民に開かれたものとし、市の執行機関その他の組織と連携しながら行うものとする。</p>	<p>概ね小学校区を単位として、地域の課題を把握し地域住民自ら課題の解決を図るための組織「地域コミュニティ会議」等について定めています。</p>
<p>(市民活動)</p> <p>第17条 市民は、第15条に規定する活動のほか、市民が自主的に行う営利を目的としない公益性のある活動に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>福祉や環境等の共通のテーマによってつくられたボランティアグループやNPOの活動について、その公益性な活動に理解することを定めています。</p>

(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)	解説等
<p>第9章 市政運営の原則 (総合計画) 第18条 市の執行機関は、この条例の趣旨に基づき、総合的な市政運営の基本となる計画を策定しなければならない。</p>	<p>総合計画(総合的な市政運営の基本となる計画)は、地方自治法に基づき市議会の議決を経て定められる基本構想と、この基本構想に基づき策定される基本計画、実施計画で構成されています。市が定める最上位である総合計画も、この条例の趣旨に基づいて策定されることを定めています。</p>
<p>(健全な財政運営) 第19条 市の執行機関は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>ここでは、健全な財政運営に努めるとともに、市民が分かりやすいように公表することが必要であることを定めています。</p>
<p>(情報の公開) 第20条 市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、情報の共有による市政への参画を推進するため、情報の公開を推進しなければならない。</p>	<p>情報の公開は、市民の知る権利を保障するとともに、市政に参画するうえでの前提となるものです。情報公開の詳細については、「花巻市情報公開条例」に定めています。</p>
<p>(個人情報の保護) 第21条 市の執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、本市が保有する個人情報の保護について、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>情報公開は大切ですが、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、市が保有する個人情報は厳重な管理が必要です。個人情報の保護の詳細については、「花巻市個人情報保護条例」に定めています。</p>
<p>(説明責任・応答責任) 第22条 市の執行機関は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、市民からの意見・要望等に対し、速やかに誠実に応答しなければならない。</p>	<p>説明・応答責任は、情報公開と同様、市民の知る権利を保障するものであり、透明性の確保を図るうえでも必要なものです。</p>
<p>(行政評価) 第23条 市の執行機関は、主要な施策や事業について市民参画のもとで客観的な行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>行政評価は、市の執行機関が行う政策や施策、事業についてどのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の政策等に反映させるためのものです。このうち、主要な施策や事業等について、市民参画による評価が必要であることを定めています。</p>

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第10章 住民投票 (住民投票) 第24条 市長は、市政に係る重要事項について、住民(本市の区域内に住所を有する者をいう。)の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>住民投票制度は、市政に関する重要事項について、直接多くの住民の声を聞くための有効な手段です。ここでは、制度の基本的な枠組みを定めていますが、具体的な仕組みについては、別に条例等により定めることが必要となります。</p>
<p>(請求等) 第25条 本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、議会の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項から第3項までのいずれかの場合、住民投票を実施する。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者とする。</p>	

<p>(仮称)花巻市まちづくり基本条例素案(11.12事務局修正案)</p>	<p>解説等</p>
<p>第11章 その他 (他の自治体との連携) 第26条 市の執行機関は、共通する課題を解決するために、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p>	<p>広域的な課題等の解決にあたっては、他の自治体や国と連携・協力しながら取り組むことについて定めています。</p>
<p>(検証) 第27条 市の執行機関は、本市のまちづくりがこの条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証しその結果に基づいて必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>この条例に基づいたまちづくりを推進するため、市の執行機関が、その実効性を検証することを定めています。</p>
<p>(委任) 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>この条例の施行に関して必要となる規則等について、別に定めるよう規定しています。</p>